結核公費負担の対象範囲

和核公負負担の対象配置						
種別 —————			公	費負担承認範囲 ————————————————————————————————————	備考 ————————————————————————————————————	
化学療法		抗結核薬	⑦ L V ⑪ P A	H ②RFP ③RBT A ⑤SM ⑥EB FX ⑧KM ⑨TH ⑩EVM S ⑫CS ③DLM Q (H30.4.18から適用)		
		抗結核薬 副腎皮質ホルモン剤 併用剤		併用療法の基準等は、結核 医療の基準を参照。		
		これらの投与に伴う処方料・処方箋料・調剤料・調剤技術基本料等の抗結核薬にかかる薬剤負担については、原則として公費負担の対象となる。ただし、上記化学療法に伴う副作用を抑えるための薬剤については、公費負担の対象外となる。				
検査	X線検査	おおむね毎月1回			結核医療の基準を参照。	
	CT検査	必要に応じて行う				
	結核菌検査	塗抹検査	<u> </u>	おおむね毎月1回	† ■検査回数・撮影枚数は、医	
		培養検査		おおむね毎月1回	学的に必要性が認められる	
		薬剤感受性	検査	結核菌培養検査が陽性の場合は必 ず実施		
	副作用早期発見の ために必要な検査	血液検査、眼科検査、耳鼻科検査等			潜在性結核感染症の治療中は、X線検査により発病の有無および副作用早期発見に必要な検査を行う。	
	これらの検査に伴う 判断料					
	外科的療法	肺結核・結核性膿胸・泌尿器結核・性器結核・気管支結核・ 腸結核・結核性心膜炎・胸壁結核・リンパ節結核・結核性痔 ろう・骨関節結核			結核医療の基準を参照。	
骨間接結核の 装具療法		牽引装具療法・固定装具療法・免荷装具療法				
外科的手術に伴う処置・入院等		創傷処置・輸血・麻酔			回数及び量については、臨	
	処置その他の治療	注射	液·果糊 圧剤•強	護液又は血液代用剤の大量注射(昇	回数及び量にういては、瞬 床上外科的療法に必要な限 度にどどめるものとし、この 限度については健康保険の 取り扱いと異なることのない ようにすること。	
	入院	肺結核 結核性膿胸	術前	外科的療法を行うために、直接必要とする諸検査を実施する期間(通 例約1週間)	・ ただし、食事療養費につい ては、公費負担の対象には ならない。 ・	
		その他の 結核性疾患	術後	外科的療法がその主目的を達成するまでの期間(通例約6ヵ月)		
		骨関節結核の 装具療法	て当該	位の伸展又は矯正の療法後におい 療法がその主目的を達成するまでの 種例約6ヶ月)		
看護健康保険・後期高齢者医療制度の取扱に準ずる。						
•						